

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	行政財産の目的外使用許可の取消し	
根拠法令・条項	地方自治法第238条の4第9項 堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程第13条	
所 管 課	総務部 総務課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、当該行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）を取り消すことができる。 (1) 当該使用に係る行政財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。 (2) 使用許可を受けた者が許可の条件に違反する行為をしたと認められるとき。 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、管理者が取り消す必要があると認めるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	聴聞
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	